



熊本県公報

第 12031 号

平成 23 年 7 月 29 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課)	1
告 示		
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○道路の供用開始	(道路保全課)	3
○熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項	(地域振興課)	3
○保安林の指定	(森林保全課)	3
公 告		
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	4
○県有財産の売却	(管財課)	5
○県有財産の売却	(〃)	6
○保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不分明者 に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	7
○都市計画法第16条第1項に基づく公聴会の開催	(都市計画課)	7
○都市計画法第16条第1項に基づく公聴会の開催	(〃)	8
登 載 依 頼		
○平成23年度熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の開催	(熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会)	9
○熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令	(教育政策課)	10

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 7 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 31 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

別表第 1 の 9 の 項 中 「八代東高等学校」 を 「八代東高等学校」
 「八代清流高等学校」 に改め、「八代南高
 等学校」 及び「氷川高等学校」 を削る。

附 則

- この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
- この規則による改正前の熊本県会計規則別表第 1 に規定する八代南高等学校及び氷川
 高等学校は、この規則による改正後の熊本県会計規則別表第 1 の規定にかかわらず、平
 成 26 年 3 月 31 日までの間、存続するものとする。

告 示

熊本県告示第 742 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援
 事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条の規定により公示する。

平成 23 年 7 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援センター モンクールの杜 熊本市健軍四丁目 5 番 10 号	有限会社ケアランド熊本	平成 23 年 8 月 1 日

熊本県告示第 743 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 23 年 7 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

（通所リハビリテーション）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイケアセンター緑ヶ丘 荒尾市荒尾 4186 番地 15	医療法人杏林会	平成 23 年 8 月 1 日

熊本県告示第 744 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 23 年 7 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

（介護予防通所リハビリテーション）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイケアセンター緑ヶ丘 荒尾市荒尾 4186 番地 15	医療法人杏林会	平成 23 年 8 月 1 日

熊本県告示第 745 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 23 年 7 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
有限会社千広熊本北営業所 熊本市大窪二丁目 8 番 33 号	有限会社千広	平成 23 年 8 月 1 日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
有限会社千広熊本北営業所 熊本市大窪二丁目 8 番 33 号	有限会社千広	平成 23 年 8 月 1 日

熊本県告示第 746 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 23 年 7 月 29 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
有限会社千広熊本北営業所 熊本市大窪二丁目 8 番 33 号	有限会社千広	平成 23 年 8 月 1 日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
有限会社千広熊本北営業所 熊本市大窪二丁目 8 番 33 号	有限会社千広	平成 23 年 8 月 1 日

熊本県告示第747号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年7月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター和ごころ 熊本市野中一丁目6番1号	社会福祉法人陽光	平成23年8月1日

熊本県告示第748号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年7月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター和ごころ 熊本市野中一丁目6番1号	社会福祉法人陽光	平成23年8月1日

熊本県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年7月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本玉名線	熊本市河内町岳 5番4地先から 同所 1804番1地先まで	140.0	活力基盤改築 (改築に伴う拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年7月29日

熊本県告示第750号

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成23年7月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項

熊本県地域総合整備資金貸付要項（平成2年熊本県告示第367号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成22年4月1日から平成23年3月31までの間」を「平成23年4月1日から平成24年3月31までの間」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

熊本県告示第751号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年7月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林の所在場所 熊本県水俣市多々良町133番1

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第400号

上益城郡山都町に事務所を置く矢部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年7月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	上田 誠一	上益城郡山都町小笛261
理事	坂本 安	上益城郡山都町下名連石591-1
理事	田中 正義	上益城郡山都町田小野329-3
理事	西山 常雄	上益城郡山都町芦屋田205
理事	渡辺 幸澄	上益城郡山都町菅205
理事	松本 澄雄	上益城郡山都町島木4469
理事	甲斐 利幸	上益城郡山都町御所1432-1
監事	橋本 益喜	上益城郡山都町男成867
監事	高木 幸治	上益城郡山都町南田34
監事	林 清明	上益城郡山都町島木5519
就任		
理事	原田 英昭	上益城郡山都町野尻616
理事	坂本 安	上益城郡山都町下名連石591-1
理事	田中 正義	上益城郡山都町田小野329-3
理事	西山 常雄	上益城郡山都町芦屋田205
理事	渡辺 幸澄	上益城郡山都町菅205
理事	松本 澄雄	上益城郡山都町島木4469
理事	甲斐 利幸	上益城郡山都町御所1432-1
監事	倉岡 盛雄	上益城郡山都町下名連石504-1
監事	國武 英則	上益城郡山都町田小野650
監事	舛田 裕之	上益城郡山都町菅1984

熊本県公告第401号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成23年7月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
司観光開発玉名駅前商業施設
玉名市中字寺畠1686番地3
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
玉名市中字寺畠1686番地3 外11筆	玉名市中字寺畠1686番地3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
その他未定	株式会社ミドリ薬品

代表取締役 百崎栄一
鹿児島県鹿児島市東開町8番地8

- 3 届出年月日 平成23年7月7日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び玉名地域振興局
総務部総務振興課
- (2) 縦覧期間 平成23年7月29日から平成23年11月29日まで

熊本県公告第402号

県有財産を次のとおり売却する。
平成23年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在地 熊本市東町四丁目4番73
- (1) 土 地 地 目 : 宅 地
地 積 : 6, 255.45 平方メートル (実測・公簿共)
- (2) 建 物 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺4階建 (昭和62年3月5日建築)
床面積 : 1階 1, 187.56 平方メートル
2階 1, 130.02 平方メートル
3階 698.85 平方メートル
4階 698.85 平方メートル
合計 3, 715.28 平方メートル
- 最低売却価格 365, 000, 000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があつた者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 4 入札期日及び場所
平成23年9月28日(水)午前11時
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階監理課入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放日
平成23年8月10日(水)午後1時から午後3時まで
- 7 入札参加申込書
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成23年9月16日(金)午後5時(郵送の場合は提出期限までに必着)
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 8 入札保証金
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 9 契約締結期限
平成23年10月11日(火)午後5時
- 10 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 11 その他
- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から起算して30日を経過した日
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問合せ先
熊本県総務部総務税務局管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第403号

県有財産を次のとおり売却する。
平成23年7月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 物件の表示

所在地 天草市亀場町亀川字下浜田171番2

(1) 土地 地目 宅地

地積 683.50平方メートル(公簿・実測)

(2) 工作物 囲障(鋼製・基礎ブロック造) 102.50メートル
築造年月日:昭和49年3月31日

最低売却価格 17,400,000円

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者

3 入札参加要領・契約条項を示す場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課

4 入札期日及び場所

平成23年9月9日(金) 午後1時30分

天草市今釜新町3530番地 熊本県天草地域振興局1階 第1小会議室

5 開札期日 入札終了後即時

6 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。

(1) 提出方法 持参又は郵送による。

(2) 提出期限 平成23年8月31日(水)午後5時(郵送の場合は提出期限までに必着)

(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

9 契約締結期限

平成23年9月26日(月)午後5時

10 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

11 その他

(1) 売買代金納入期限 契約の日から起算して30日を経過した日

(2) 契約締結場所 別途指定する。

(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。

(4) 問合せ先

熊本県総務部総務税務局管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第404号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を津奈木町役場に掲示する。

平成23年7月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

財部 次太郎、財部 猪之太、財部 角馬、溝口 仁作、津奈木 利源太、元村 傳十、津奈木 多直、六車 茂一郎、斎藤 吉之助

2 通知の趣旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。

(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年5月3

1日付け熊本県告示第571号による。

熊本県公告第405号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年7月29日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ御船店
上益城郡御船町大字辺田見218番地1 ほか
- 2 変更する事項の概要
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
変更後 24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前8時30分から午後11時30分まで
変更後 24時間
- 3 変更の年月日
平成23年7月14日
- 4 届出年月日
平成23年7月13日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県上益城地域振興局総務部総務振興課
 - (2) 縦覧期間
平成23年7月29日から平成23年11月29日まで

熊本県公告第406号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

平成23年7月29日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 日時
平成23年8月21日（日）午後1時から午後3時まで
- 2 場所
菊池市隈府1272番地10
熊本県菊池地域振興局別館2階大会議室
- 3 意見を求める都市計画の素案
菊池都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 4 素案の閲覧について
 - (1) 閲覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県菊池地域振興局土木部技術管理課及び菊池市建設部都市計画課
 - (2) 閲覧期間
平成23年7月29日（金）から平成23年8月15日（月）まで
- 5 公述の申出について
変更後の菊池都市計画区域に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る8月15日（月）までに、持参、郵送又は電子メールで次のとおり申し出ること。
 - (1) 持参により申し出る場合
4の(1)に掲げる場所のいずれかに提出すること。
 - (2) 郵送又は電子メールにより申し出る場合
熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
e-mail : toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- 6 公述人の選定について
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。
なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当

- 該範囲を超えてはならない。
- 7 傍聴について
公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合は、入場を制限することがある。
- 8 素案の閲覧場所及び公聴会に関する問合せ先
4 の (1) と同じ
(別記様式)

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

公述申出人
住所
氏名
電話番号

公　述　申　出　書

私は、来る 8 月 21 日に開催される菊池都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

記

意見の要旨及び理由 (別紙可)

※ 公述申出書は、A4 判とし、意見の要旨及び理由は、400 字以内で簡潔に記載すること。

熊本県公告第 407 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和 45 年熊本県規則第 47 号）第 2 条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

平成 23 年 7 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
平成 23 年 8 月 28 日（日）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館地下大会議室
- 3 意見を求める都市計画の素案
(1) 熊本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(2) 熊本都市計画区域区分の変更
- 4 素案の閲覧について
(1) 閲覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県宇城地域振興局土木部技術管理課、熊本県鹿本地域振興局土木部技術管理課、熊本県菊池地域振興局土木部技術管理課、熊本県上益城地域振興局土木部技術管理課・景観建築課、熊本市都市建設局都市政策部都市計画課、熊本市市民生活局市民生活部北部総合支所総務課、熊本市企画財政局植木総合支所総務課、熊本市企画財政局城南総合支所総務課、熊本市企画財政局富合総合支所総務課、合志市都市建設部都市計画課、菊陽町産業建設部都市計画課、嘉島町建設課及び益城町都市計画課

- (2) 閲覧期間
平成23年8月5日（金）から平成23年8月22日（月）まで
- 5 公述の申出について
熊本都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る8月22日（月）までに、持参、郵送又は電子メールで次のとおり申し出ること。
- (1) 持参により申し出る場合
4の（1）に掲げる場所のいずれかに提出すること。
- (2) 郵送又は電子メールにより申し出る場合
熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
e-mail : toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- 6 公述人の選定について
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。
なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 7 傍聴について
公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合は、入場を制限することがある。
- 8 公聴会に関する問合せ先
4の（1）と同じ
(別記様式)

平成 年 月 日
熊本県知事 蒲島郁夫様
公述申出人 住所 氏名 電話番号
公述申出書
私は、来る8月28日に開催される熊本都市計画区域における区域マスターープラン及び区域区分の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。
記
意見の要旨及び理由（別紙可）

※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。

登載依頼

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第1号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。
平成23年7月29日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会
会長瀬尾量

- 1 開催日時
平成23年8月10日（水）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28-51

- 3 熊本テルサ
3 議題
(1) 後発医薬品に関する取組み状況について
(2) その他
(3) 意見交換等
- 4 傍聴者の定員 10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手續は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課監視麻薬班）
電話 096-383-1111（内線 7164）

熊本県教育委員会訓令第 10 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 23 年 7 月 29 日

熊本県教育委員会委員長 古莊 文子

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁文書規程（昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 8 条関係）（3）県立学校の部「熊本県立八代南高等学校 八南高」及び「熊本県立氷川高等学校 氷川高」の項を削り、「熊本県立八代高等学校 八高」の項の次に「熊本県立八代清流高等学校 八清高」の項を加える。

附 則

- 1 この訓令は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の熊本県教育庁文書規程別表第 1 に規定する「熊本県立八代南高等学校 八南高」及び「熊本県立氷川高等学校 氷川高」については、この訓令による改正後の熊本県教育庁文書規程別表第 1 の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までの間、存続するものとする。